

京都市告示第231号

介護保険法（以下「法」という。）第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者から，法第115条の14の規定に基づき，当該指定に係る事業所の廃止について，次のとおり届出がありました。

平成19年9月28日

京都市長 梶本 頼兼

事業所名称(介護 保険事業所番号)	事業所所在地	届出者	サービスの 種類	廃止年 月日
板橋の町家ほっこり(2690900028)	伏見区土橋町 334-1	社会福祉法人京都老人福祉協会	介護予防 小規模多 機能型居 宅介護	平成 19年 8月1 日

(保健福祉局長寿社会部介護保険課)